

選挙管理委員会定例会次第

日時：令和6年9月2日（月）午前10時00分

場所：朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係
 - 議案第12号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
 - 議案第13号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 在外選挙人関係
 - 議案第14号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
 - 議案第15号 在外選挙人名簿から抹消することについて
 - 朝霞市長選挙関係
 - 議案第16号 選挙期日等の決定について
 - 議案第17号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について
 - 選挙管理委員会規程関係
 - 議案第18号 朝霞市選挙公報発行規程の一部を改正する告示について
- 5 その他
- 6 閉会

議案第 12 号

選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男 1, 419 人

女 1, 475 人

計 2, 894 人

議案第 13 号

選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男 1, 299 人

女 1, 087 人

計 2, 386 人

令和6年9月1日定時登録概要について

1. 選挙人名簿への登録について ※年齢登録者については（ ）の内書き

転 入 令和6年3月2日～令和6年6月1日《転入届出日》
年 齢 平成18年6月3日～平成18年9月2日《生年月日》

男	1,419 人 (138人)
女	1,475 人 (170人)
計	2,894 人 (308人)

2. 選挙人名簿からの抹消について ※死亡者については（ ）の内書き

転出等 令和6年2月1日～令和6年4月30日
死 亡 令和6年6月2日～令和6年9月1日

男	1,299 人 (172人)
女	1,087 人 (125人)
計	2,386 人 (297人)

3. 市内転居について

令和6年8月21日まで処理

4. 選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法	第74条第1項 条例制定改廃	50分の1
地方自治法	第75条第1項 監査請求	50分の1
地方自治法	第76条第1項 議会の解散請求	3分の1
地方自治法	第80条第1項 議員の解職請求	3分の1
地方自治法	第81条第1項 長の解職請求	3分の1
地方自治法	第86条第1項 主要公務員の解職請求	3分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第1項 合併協議会の設置請求	50分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第11項 合併協議会設置協議の投票請求	6分の1
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条第1項 教育委員の解職請求	3分の1
	50分の1の数	2,385人
	6分の1の数	19,874人
	3分の1の数	39,748人

投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表

令和6年9月1日現在

投票区	投票所	男	女	計	掲示場数
1	第一小学校	1,876	1,881	3,757	7
2	根岸台市民センター	4,081	4,092	8,173	8
3	内間木公民館	2,341	2,250	4,591	8
4	第四小学校	1,362	1,393	2,755	7
5	第五小学校	3,477	3,550	7,027	8
6	朝霞市民会館	4,253	4,171	8,424	8
7	第一中学校	1,283	1,153	2,436	7
8	東朝霞公民館	3,076	3,165	6,241	8
9	第四中学校	2,126	2,150	4,276	7
10	宮戸市民センター	2,680	2,620	5,300	8
11	志木聖母教会	2,990	3,080	6,070	8
12	浜崎団地集会所	2,861	2,967	5,828	8
13	東朝霞保育園	2,609	2,597	5,206	8
14	栄町保育園	2,666	2,581	5,247	8
15	保健センター	4,091	4,281	8,372	8
16	根岸台保育園	1,991	1,927	3,918	7
17	弁財市民センター	2,992	3,058	6,050	8
18	第七小学校	3,668	3,734	7,402	8
19	膝折団地集会所	1,142	1,080	2,222	7
20	溝沼市民センター	2,809	2,665	5,474	8
21	西朝霞公民館	2,094	2,084	4,178	7
22	膝折市民センター	1,489	1,449	2,938	7
23	朝霞たちばな幼稚園	1,693	1,666	3,359	7
計		59,650	59,594	119,244	175

議案第14号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年9月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	1 人
女	1 人
計	2 人

令和6年8月8日から令和6年9月2日まで

在外選舉人名簿登録者一覽表

[illegible]

議案第15号

在外選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和6年9月2日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	1 人
女	0 人
計	1 人

令和6年8月8日から令和6年9月2日まで

在外選挙人名簿抹消者一覧表

[illegible]

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和6年8月7日現在 在外選挙人名簿登録者数	51	55	106
登録者数	1	1	2
抹消者数	1	0	1
令和6年9月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	51	56	107

在外選挙人名簿登録者数の推移

	登録者数			前回比較増減		
	男	女	計	男	女	計
令和3年6月1日現在	63	53	116	—	—	—
令和3年9月1日現在	64	56	120	1	3	4
令和3年10月15日現在	63	56	119	△1	0	△1
令和3年12月1日現在	63	55	118	0	△1	△1
令和4年3月1日現在	61	49	110	△2	△6	△8
令和4年6月1日現在	60	54	114	△1	5	4
令和4年6月21日現在	63	54	117	3	0	3
令和4年9月1日現在	59	52	111	△4	△2	△6
令和4年12月1日現在	54	51	105	△5	△1	△6
令和5年3月1日現在	53	50	103	△1	△1	△2
令和5年6月1日現在	51	51	102	△2	1	△1
令和5年7月3日現在	50	50	100	△1	△1	△2
令和5年7月19日現在	51	51	102	1	1	2
令和5年9月1日現在	50	51	101	△1	0	△1
令和5年10月30日現在	47	51	98	△3	0	△3
令和5年11月25日現在	48	52	100	1	1	2
令和5年12月1日現在	49	53	102	1	1	2
令和6年3月1日現在	49	54	103	0	1	1
令和6年6月1日現在	49	54	103	0	0	0
令和6年7月9日現在	50	54	104	1	0	1
令和6年8月7日現在	51	55	106	1	1	2
令和6年9月1日現在	51	56	107	0	1	1

近隣市の状況

令和6年6月1日現在

	男	女	計
朝霞市	49	54	103
志木市	36	40	76
和光市	58	69	127
新座市	62	75	137

議案第 16 号

選挙期日等の決定について

朝霞市長選挙の選挙期日及び告示期日を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

- 1 選挙期日 令和 7 年 2 月 16 日
- 2 告示期日 令和 7 年 2 月 9 日

議案第 17 号

立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について

令和 7 年 2 月 16 日執行の朝霞市長選挙において、立候補予定者説明会の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 23 日 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 朝霞市役所 大会議室（奥）

議案第 18 号

朝霞市選挙公報発行規程（平成 10 年朝霞市選挙管理委員会告示第 32 号）の一部を改正する告示

朝霞市選挙公報発行規程（平成 10 年朝霞市選挙管理委員会告示第 32 号）の一部を改正する告示について次のとおり議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

朝霞市選挙公報発行規程（平成 10 年朝霞市選挙管理委員会告示第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「2 通」の次に「又は委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録した掲載文」を加える。

第 3 条第 2 項中「判のものとする。」の次に「以下同じ。」を、「2 葉」の次に「又は写真の電磁的記録」を加える。

第 6 条第 1 項中「2 通」の次に「又は電磁的記録」を加える。

第 9 条第 1 項中「原稿」の次に「又は電磁的記録」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○朝霞市選挙公報発行規程

平成10年 6 月25日選挙管理委員会告示第32号

改正

平成19年10月 1 日選挙管理委員会告示第99号

令和 3 年 9 月28日選挙管理委員会告示第29号

令和 6 年 9 月 2 日選挙管理委員会告示第17号

朝霞市選挙公報発行規程

朝霞市選挙公報発行規程（昭和62年朝霞市選管告示第23号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、朝霞市選挙公報発行条例（昭和62年朝霞市条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載申請）

第2条 朝霞市議会議員（以下「市議会議員」という。）又は朝霞市長（以下「市長」という。）の選挙における候補者（以下「候補者」という。）が、条例第3条第1項の規定により選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、選挙公報掲載申請書（様式第1号）に朝霞市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号）に記載した掲載文正副2通又は委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記載した掲載文を添えてしなければならない。

（写真の掲載）

第3条 選挙公報には、候補者の写真を掲載するものとする。

2 前項の規定により写真の掲載を受けようとする候補者は、前条の規定により掲載文を提出する際に併せて写真（提出日前3月以内に撮影した無背景の単身上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートル判のものとする。以下同じ。）正副2葉又は写真の電磁的記録を提出しなければならない。

（掲載文）

第4条 第2条の規定による掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。

2 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字及び外国文字その他の文字並びに記号、符号、線、傍ぽつ圏点等並びに図、イラストレーション

及びこれらの類をもって記載するものとする。

- 3 氏名欄には、通常使用する文字により候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第89条第5項において準用する令第88条第8項の規定により通称の認定を受けた場合においては、通称）を記載しなければならない。
- 4 写真欄には、掲載文及び当該写真欄の縁取りその他これに類する記載をしてはならない。
- 5 第2項の規定により掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積（写真欄及び氏名欄に係る面積は除く。）のおおむね2分の1を超えてはならない。
- 6 掲載文には、写真欄に掲載する候補者の写真以外の写真は使用できない。

（掲載文の訂正）

第5条 委員会は、前条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき、又は文字等が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該申請に係る候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。

- 2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、委員会は、必要な訂正をすることができる。

（掲載文の撤回等）

第6条 候補者は、既に提出した掲載文又は写真を撤回しようとするとき、又は掲載文を修正しようとするときは、選挙公報掲載撤回（修正）申請書（様式第3号）により委員会に申請しなければならない。この場合において、修正しようとするときは、修正した掲載文正副2通又は電磁的記録を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の規定による撤回又は修正の申請は、条例第3条第2項に定める期間内にしなければならない。

（掲載文の掲載順序を定めるくじ）

第7条 条例第4条第2項の規定による掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、委員会があらかじめ告示するものとする。

（選挙公報の様式）

第8条 選挙公報の様式は、発行の都度委員会が定める。

（選挙公報の印刷）

第9条 選挙公報は、第2条の規定により候補者から提出された原稿又は電磁的記録を写真製版により印刷するものとする。

2 候補者は、選挙公報の印刷の体裁について指定することができない。

（選挙公報の訂正）

第10条 選挙公報の印刷に誤りがあることを発見した場合は、委員会は、直ちにその訂正の告示をするものとする。

（候補者が死亡した場合等の措置）

第11条 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第86条の4第9項の規定により届出を却下し、又は候補者が死亡し、若しくは候補者たることを辞した場合（法第91条又は法第103条第4項の規定に該当する場合を含む。）においても、選挙公報の印刷に着手した後においては、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は、中止しない。

（掲載文の返還）

第12条 既に提出された掲載文及び写真は、第6条の規定による撤回又は修正の場合を除くほか、いかなる場合においても返還しない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年選管告示第99号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日選管告示第29号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月2日選管告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 1 号（第 2 条関係）

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

朝霞市選挙公報発行条例第 3 条第 1 項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者氏名

朝霞市選挙管理委員会委員長 宛

記

- 1 掲 載 文 2 通（別紙のとおり）
- 2 写 真 2 葉（別添のとおり）
- 3 連絡場所及び電話番号
 - （1） 連絡場所
 - （2） 電話番号

備考 候補者・推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出が、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出が必要です。ただし、候補者・推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 2 号(第 2 条関係)

選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	
連絡場所	(電話)

	写
	真 欄
	氏 名 欄

※事前審査	※受付日時	※受付番号	※受付者印	※掲載順位
	年 月 日 前 時 分 午 後 時 分			

- 注 (1) ※印欄は記入しないでください。
 (2) 写真は、提出日前 3 月以内に撮影した無背景の
 単身上半身像で、縦 5 センチメートル、横 4 セン
 チメートル判のものとする。

朝霞市選挙管理委員会

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

選挙公報掲載撤回（修正）申請書

年 月 日提出した選挙公報の掲載申請を撤回（修正）したので、申請します。

年 月 日

候補者氏名

朝霞市選挙管理委員会委員長 宛

注（1） 撤回、修正いずれか一方を 2 本線で抹消すること。

（2） 修正の場合は、修正後の掲載文 2 通を添付すること。

備考 候補者・推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出が、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出が必要です。ただし、候補者・推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。